

○蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱

令和2年4月1日水道部企業管理要綱第1号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるよう、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「非常用給水栓」とは、受水槽に設置する給水栓であって、その使用を原則として災害時（災害により、蕨市水道事業から水道水が供給されない場合又はポンプ設備が停止して給水できない場合をいう。以下同じ。）に限るものをいう。

(建物の基準)

第3条 非常用給水栓を設置できる建物の基準は、次のとおりとする。

- (1) 蕨市水道事業が供給する水道水を受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 受水槽用の水量を計量するための量水器（親メーター）が設置されており、かつ、使用水量に対する料金の算定が受水槽以下の給水設備に設置された量水器（子メーター）により行われていること。

(非常用給水栓の基準)

第4条 非常用給水栓の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害時以外の使用を防止するため、鍵式ハンドルの採用、ハンドルの取り外し等の措置を講じること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置し、かつ、受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (3) 受水槽ごとに1個又は2個程度の設置数とすること。
- (4) 受水槽の周囲1メートル以内に設置すること。
- (5) 住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」と表示したプレート（大きさは縦30センチメートル、横10センチメートル以上とし、材質は腐食及び破損のおそれがないものとする。）を見やすい場所に掲示すること。

(申込み)

第5条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、非常用給水栓設置申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、水道事業管理者（以下「管理者」

という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 案内図
- (3) 設置計画図(平面図、立面図等)
- (4) 給水栓仕様書
(審査)

第6条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、第3条及び第4条に規定する基準について審査し、適当と認めたときは、非常用給水栓設置承諾書(様式第3号)により設置者に通知するものとする。

(確認等)

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅滞なく非常用給水栓設置完了届(様式第4号)を管理者に提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 管理者は、非常用給水栓設置完了届を受け付けた場合は、非常用給水栓設置完了の現地確認を行うものとする。

(管理等)

第8条 設置者は、災害時の速やかな非常用給水栓の使用及び災害時以外の使用防止のため、管理責任者を定め、非常用給水栓及び附属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、設置した非常用給水栓が、第4条に規定する基準に適合するよう適切に管理しなければならない。

3 前3条の規定は、非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合について準用する。

(使用の報告)

第9条 設置者は、災害時に非常用給水栓を使用したときは、非常用給水栓使用届(様式第5号)により、管理者へ報告しなければならない。

(立入点検)

第10条 管理者は、必要に応じ、非常用給水栓の管理状況等を設置場所において点検するものとする。

2 管理者は、前項の点検の結果を非常用給水栓点検結果通知書(様式第6号)により設置者に通知するものとする。

3 前項の通知により改善等を指示された設置者は、管理者が指定する期日(以下「指定期日」という。)までに改善等を実施し、その内容を非常用給水栓改善届(様式第7号)により管理者に

届け出なければならない。

(廃止)

第11条 設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、非常用給水栓廃止届（様式第8号）により管理者に届け出なければならない。

(取消し)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定する承諾を取り消し、非常用給水栓の撤去を命じるものとする。

- (1) 非常用給水栓設置完了届の提出を行わないとき。
- (2) 非常用給水栓の設置後、第3条及び第4条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第10条に規定する立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日まで対応が講じられないとき。
- (4) 災害時以外の使用があったと認められるとき（あらかじめ管理者に申し出た上で訓練、点検等のために使用したときを除く。）。

2 前条の規定により承諾を取り消したときは、非常用給水栓設置承諾取消通知書（様式第9号）により設置者に通知するものとする。

(費用負担)

第13条 非常用給水栓の設置、管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

非常用給水栓設置申込書

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設置者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

㊟

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第5条の規定により、非常用給水栓を設置したいので申し込みます。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
応急給水関係	受水槽の容量 m^3 給水戸数 戸
管理責任者 （管理会社等）	住所 管理会社名 責任者名 ㊟ 電話番号
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式第2号） ・案内図 ・設置計画図（平面図、立面図等） ・非常用給水栓仕様書
備考	

年 月 日

誓 約 書

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設 置 者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

印

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

非常用給水栓を設置するに当たり、下記事項を遵守するとともに、災害時以外に使用した場合は、いかなる処置に対しても異議を申し立てず、直ちに指示に従うことを誓約します。

記

1 設置場所 蕨市

2 建物名称

3 誓約事項

- （1）非常用給水栓は、災害により、蕨市水道事業から水道水が供給されない場合又はポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。
- （2）災害時の速やかな非常用給水栓の使用及び災害時以外の使用防止のため、管理責任者を定め、非常用給水栓及び附属用具を適切に管理します。
- （3）住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- （4）非常用給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項において準用する第5条の規定により非常用給水栓設置申込書（様式第1号）を提出します。

(裏)

- (5) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、要綱第9条に規定する非常用給水栓使用届(様式第5号)により使用日時を届け出ます。
- (6) 要綱第10条第1項の規定により管理者が非常用給水栓の管理状況等を点検することについて、承諾します。
- (7) 要綱第10条第1項に規定する立入点検において、改善を指示された場合は、管理者が指定する期日までに改善を行い、同条第3項に規定する非常用給水栓改善届(様式第7号)により、届け出ます。
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、要綱第11条に規定する非常用給水栓廃止届(様式第8号)により、速やかに廃止を届け出ます。

様式第3号(第6条関係)

蕨水発 第 号
年 月 日

様

蕨市水道事業 蕨市長

印

非常用給水栓設置承諾書

年 月 日付けで申込みのあった非常用給水栓の設置について、次のとおり承諾します。

受付番号	
お客様番号(親)	
設置場所	蕨市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置数	栓
その他	・蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱の規定及び誓約書(様式第2号)の誓約事項を遵守すること。

非常用給水栓設置完了届

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設置者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

印

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第7条の規定により、非常用給水栓の設置が完了したので、届け出ます。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
設置年月日	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置完成図（平面図、立面図等） ・ 工事写真（施工前、施工中及び完成後）
備考	

非常用給水栓使用届

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設置者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

印

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第9条の規定により、災害時に非常用給水栓を使用したので、届け出ます。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
使用日時	月 日 時から 月 日 時まで
※ 使用水量	m ³
備 考	

※印の欄は、水道部使用欄ですので、記入しないでください。

様

蕨市水道事業 蕨市長



非常用給水栓点検結果通知書

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第10条の規定により、実施した点検の結果を以下のとおり通知します。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
点検年月日	年 月 日
点検者名	
所見	
改善指示	指定期日： 年 月 日

非常用給水栓改善届

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設置者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

印

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第10条第3項の規定により、非常用給水栓を改善したので、届け出ます。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
立入点検年月日	年 月 日
改善完了年月日	年 月 日
改善内容	
添付書類	写真（改善の状況が確認できるもの）

非常用給水栓廃止届

蕨市水道事業 蕨市長 あて

設置者

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者名）

印

住 所（法人又は団体にあつては、所在地）

電話番号

蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第11条の規定により、非常用給水栓を廃止したので、届け出ます。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
添付書類	写真（撤去後の状況が確認できるもの）

様

蕨市水道事業 蕨市長



非常用給水栓設置承諾取消通知書

年 月 日付け蕨水発第 号により行った非常用給水栓設置の承諾を取り消したので、蕨市非常用給水栓設置の取扱いに関する要綱第12条第2項の規定により通知します。

お客様番号（親）	
設置場所	蕨市
建物名称	
承諾年月日	年 月 日
取消年月日	年 月 日
取消理由	